釜石都市計画 用途地域の変更（釜石市決定）
総　括　図

1：10，000

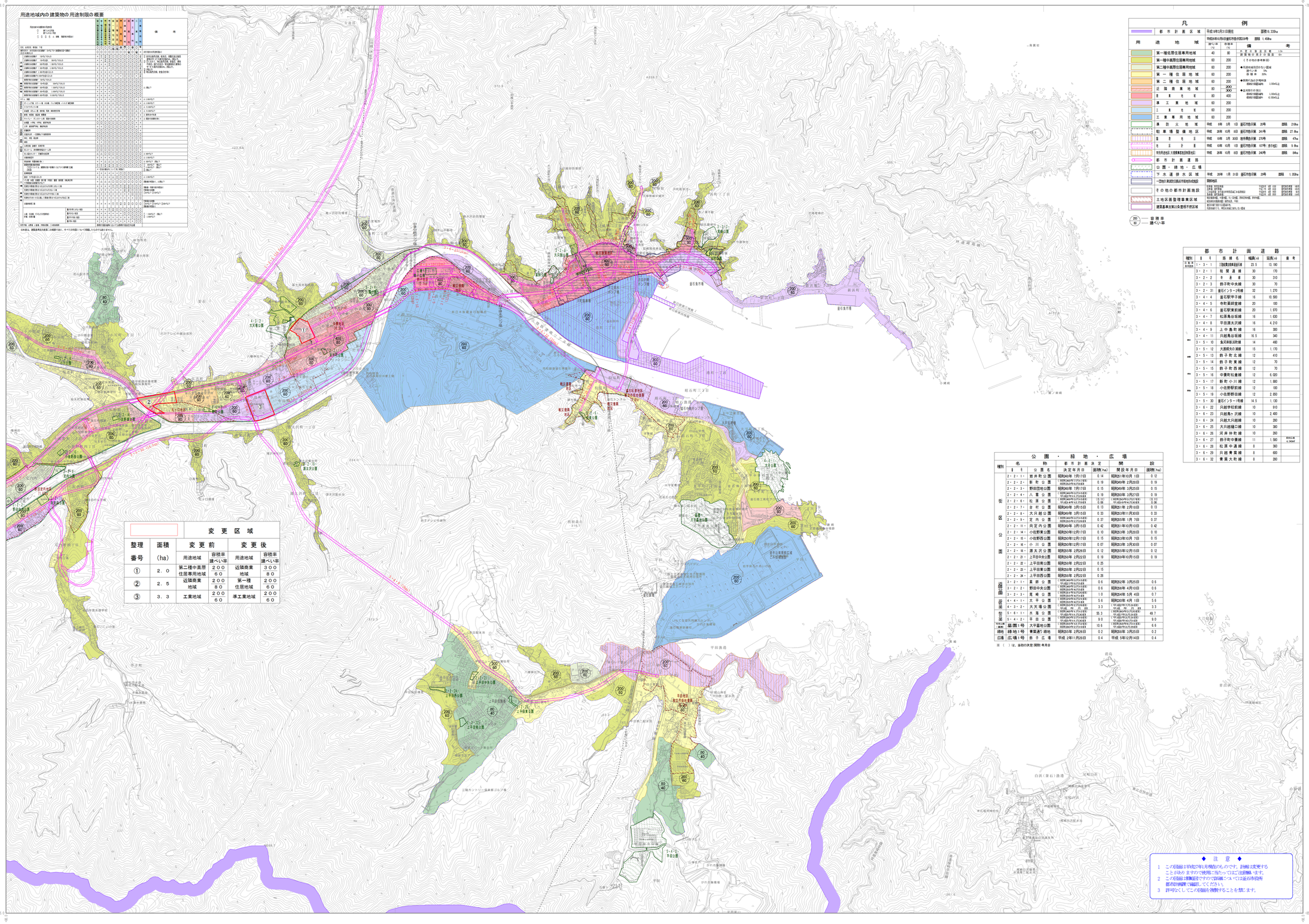

用途地域内の建築物の用途制限の概要

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、店舗系 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の用途を兼ねる建築物で、その用途に供する部分が、当該用途に供する部分の床面積の合計が	150㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1,500㎡以下	3,000㎡以下	3,000㎡以下	10,000㎡以下	制限なし	10,000㎡以下	10,000㎡以下	10,000㎡以下	店舗等の用途を兼ねる建築物で、その用途に供する部分が、当該用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超えるものは、原動機を使用する工場、作業場、事務所、店舗、倉庫、展示場、娯楽施設、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗、事務所、ホテル、旅館を除く。（別表第二）
店舗等の用途を兼ねる建築物で、その用途に供する部分が、当該用途に供する部分の床面積の合計が	150㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1,500㎡以下	3,000㎡以下	3,000㎡以下	10,000㎡以下	制限なし	10,000㎡以下	10,000㎡以下	10,000㎡以下